

[事案 29-212] 損害賠償請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から満期時積立配当金額が変動することの説明がなかったこと等を理由に、不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 3 年 10 月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下等の理由により、募集人の不法行為に基づく慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集人は、保険料を 60 歳まで払込みさえすれば、満期時には設計書に記載の積立配当金が支払われることを強調するのみで、積立配当金が相場の変動によって左右されることの説明は一切なかった。
- (2)申立人は、募集人ないし保険会社から、設計書と保険証券以外の書類は一切受領していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書には、配当金が増減することが記載されており、将来の支払いを約束していない。
- (2)契約時に約款を受領した証として、申込書に申立人の受領印がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、満期時に設計書に記載された積立配当金が支払われる旨の契約が成立したとは認められず、契約時、募集人が設計書記載の積立配当金は変動しないとの誤った説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。